

基幹相談支援センター及び児童発達支援センターの設置運営について

福祉部福祉課
こども未来健康部こども課

1 今までの経緯

- 当圏域の障害者相談支援事業（障がい児者の相談支援）は、平成18年の障害者自立支援法施行時から、市町村事務の共同処理として、南信州広域連合規約に基づき実施されてきた。
 - 現在は、広域連合が、NPO法人 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる（以下、「ほっとすまいる」という。）、飯田市こども発達センターひまわり（以下、「ひまわり」という。）とそれぞれに委託契約を締結する形で実施されている。委託料の財源は、広域連合規約に定める負担割合により14市町村が負担している。
 - 令和6年4月の改正障害者総合支援法施行により、地域の障がい児者の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」（※1）の設置が市町村の努力義務となった。
 - 令和6年4月の改正児童福祉法施行により、児童発達支援センターの地域における障がい児支援の中核的役割が明確化し、地域の支援体制の整備・強化は市町村の役割となっている。
 - 南信州広域連合第5次広域計画において、「基幹相談支援センターの設置に向けた検討を関係機関と進めていきます」とし、令和6年度から南信州地域自立支援協議会に基幹相談支援センターの設置に向けたプロジェクトチームを設置し検討を進めてきた。
 - プロジェクトチームでの検討経過を踏まえ、令和7年10月の広域連合（内部）会議において、基幹相談支援センターの設置について、「ひまわりの機能強化と併せて設置する」方向が確認され、飯田市の予算編成と並行して検討し、令和8年4月の広域連合（内部）会議において、方針が承認された。
- （※1）基幹相談支援センターは、地域の障がい児者の相談支援の中核的な役割を担う機関として、豊富な経験や専門知識を要する個別相談、地域の相談支援事業者に対する助言等の支援者支援、自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくりなどを総合的に行う。

2 当圏域における課題

- 相談件数が増加しており、相談体制の強化が喫緊の課題となっている。特に障がい児の相談件数は、令和2年度と比較して令和7年度は3割増となっている。
- 基幹相談支援センターの設置にあたり、当事者の年齢に関わらないこどもから大人まで切れ目のない総合的・専門的な相談体制づくりが求められている。また、専門的人材を持続的に確保できる体制整備が課題となっている。
- 基幹相談支援センターの設置が各地で進み、県内10の障がい保健福祉圏域中、飯伊圏域のみ圏域全体が未設置となっている。

3 方針

（1）基幹相談支援センターの設置

市町村は、障害者相談支援事業の実施主体であり、障がい児者の相談支援体制を整備することは市町村の責務となっている。

こどもから大人まで切れ目のない相談対応と専門的人材を持続的に確保できる体制を整備する。事務所は、児童発達支援センターとしての機能を持つひまわりと同一施設内に置く。当面の間、ほっとすまいるとの連携強化により、基幹相談支援センターとしての役割を果たす。

(2) 児童発達支援センターの機能強化

令和6年4月の改正児童福祉法施行により、児童発達支援センターの4つの中核機能が明確化(※2)され、法的にも地域における障がい児支援の中核としての役割が求められている。通所による高度な専門性のある児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、障害児通所支援事業者等に対し、相談、必要な援助を行う。

(※2) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

②地域の障害児通所支援事業所に対する助言・援助機能

③地域のインクルージョン(障がいのあるなしにかかわらず共に育ちあう環境づくり)推進の中核機能

④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

(3) ひまわりの施設整備

地域で求められる中核機能を果たすには、相談件数の増加に対応できる相談室及び駐車場の確保、研修会が実施できる会議室等の整備が必要である。

さらに、基幹相談支援センターを含めた障がい児者の相談支援の拠点施設としての役割を果たせるよう、ひまわりを現地で整備する。

(4) 基幹相談支援センターと児童発達支援センターの定住自立圏制度による設置運営

令和9年度から、基幹相談支援センターを定住自立圏制度による設置運営とし、現在、広域連合の共同事務である医療的ケア児等総合支援事業及び障害者相談支援事業(地域生活支援拠点等を含む)も定住自立圏制度へ移行する。

さらに、ひまわりが行う児童発達支援センター事業(県委託事業を除く)を定住自立圏制度による設置運営とする。

手続きとして、令和8年度中に定住自立圏形成協定の締結及び広域連合規約の一部改正が必要となる。(市町村議会における審議、議決が必要)

定住自立圏制度への移行により、飯田市が圏域全体の相談機能等の中核的な役割を集約・強化し、障がい児者の支援拠点としてひまわりを中心に充実を図り、圏域町村と連携しながら、地域全体の支援体制強化と人材育成を行う。

4 基幹相談支援センターと児童発達支援センターの整備(イメージ図)(別表)

5 今後のスケジュール

令和 8年9～10月 定住自立圏協定の内容確認、負担割合の検討等(広域連合会議)

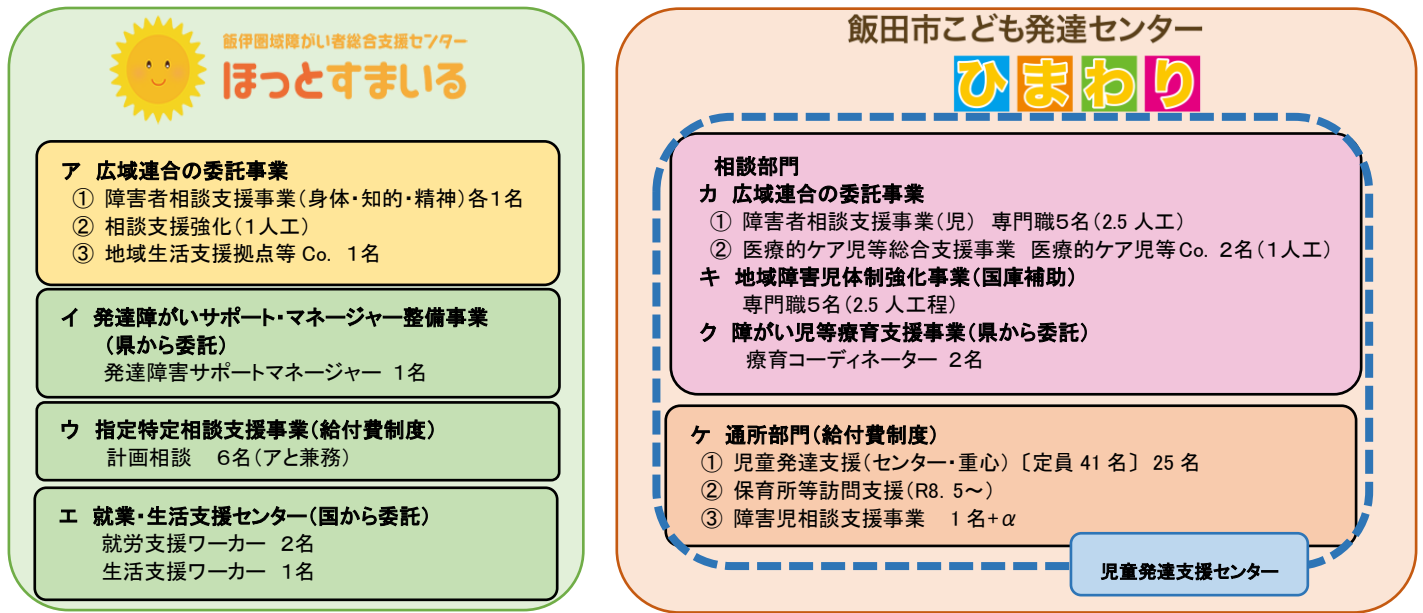
12月 定住自立圏形成協定締結、広域連合規約の一部改正(市町村議会)

令和 9年4月～ (施設連携型) 基幹相談支援センター設置運営

児童発達支援センターの定住自立圏制度による運営開始

令和12年4月～ (統合型) 基幹相談支援センター設置運営

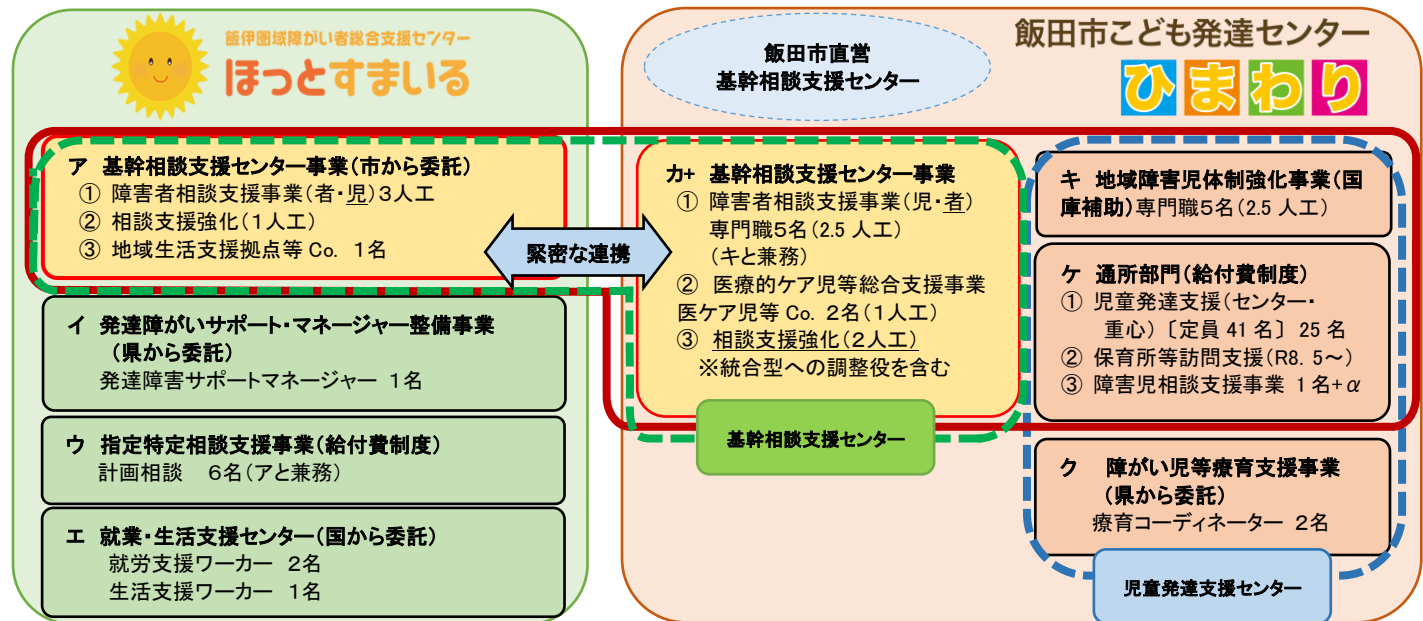
現状



定住自立圏協定締結

施設連携型（移行期）

※これは現時点でのイメージであり、今後の運営状況等により変更もあり得る。



統合型（ひまわり施設整備後）

